漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則(令和2年熊本県規則第51号)第4条第1項第6号に規定する流し網漁業(大目流し網漁業)につき、熊本県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和7年(2025年)8月6日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第1号及び 同第21号共同 漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	4 隻	1 荒尾市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第3号及び 同第21号共同 漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	3 隻	1 玉名郡長洲町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第2号、同 第3号及び同第 21号共同漁業 権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	2 隻	1 玉名郡長洲町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第4号及び 同第21号共同 漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 玉名市岱明町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第6号共同 漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1 隻	 玉名市滑石に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第6号及び 同第21号共同 漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	3 隻	 玉名市滑石に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第7号及び 同第21号共同 漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	3 隻	1 玉名市大浜町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第8号及び 同第21号共同 漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	3 隻	1 玉名市横島町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第9号及び 同第21号共同 漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	39 隻	1 熊本市西区河内町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第 10 号、 同第 11 号、同 第 12 号及び同 第 21 号共同漁 業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	5 隻	 1 熊本市西区松尾町、西松 尾町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 熊本市西区松尾町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第 11 号及 び同第 21 号共 同漁業権漁場 内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	2 隻	1 熊本市西区小島、西区小 島下町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第 10 号、 同第 11 号、同 第 12 号及び同 第 21 号共同漁 業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	2 隻	1 熊本市西区小島下町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1 隻	1 熊本市西区小島下町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第 10 号、 同第 11 号、同 第 12 号、同第 13 号及び同第 21 号共同漁業 権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	7 隻	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第 10 号、 同第 12 号、同 第 13 号及び同 第 21 号共同漁 業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	 熊本市西区沖新町に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第 11 号、 同第 12 号、同 第 13 号及び同 第 21 号共同漁 業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 熊本市西区沖新町に住所 を有する者2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第 12 号共 同漁業権漁場 内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1 隻	 熊本市西区沖新町に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	別記2のとおり	別記2のとおり	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	6 隻	1 熊本市西区沖新町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第 12 号、 同第 13 号及び 同第 21 号共同 漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1 隻	 熊本市南区畠口町に住所 を有する者 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第 15 号及 び同第 21 号共 同漁業権漁場 内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	2 隻	1 熊本市南区海路口町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第 15 号及 び同第 21 号共 同漁業権漁場 内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1 隻	1 熊本市南区川口町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	別記3のとおり	別記3のとおり	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1 隻	1 熊本市南区川口町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第 19 号及 び同第 21 号共 同漁業権漁場 内	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 宇土市戸口町、下網田町 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網 漁業	大目流し網 漁業	有共第 20 号及 び同第 21 号共 同漁業権漁場 内		船舶の総トン数:5トン未満 推進機関の馬力数:定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	 宇城市三角町に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月17日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、令和7年(2025年)12月1日から令和10年(2028年)11月30日までとする。
- (2)この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 同時に使用する網具の全長は、450メートルを超えてはならない。
 - ウ 網目の大きさは、9センチメートル以上でなければならない。
 - エ 網丈は、10メートルを超えてはならない。
 - オ網地は、一重でなければならない。
- (3)この公示に係る共同漁業権は令和5年(2023年)9月1日に免許されたものとする。

別記 1

操業区域	漁業時期
有共第10号、同第11号、同第12号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日
有共第9号、同第13号、同第15号及び同第19号共同漁業権漁場内	
ただし、有共第19号共同漁業権漁場内については、宇土市長浜町浦小松基点	1 1月1日から
(甲)から熊本市熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通して、甲を基点として左に 90	翌年4月30日まで
度 48 分の線以北に限る。	

別記 2

操業区域	漁業時期
有共第10号、同第11号、同第12号、同第13号及び同第21号共同漁業 権漁場内	1月1日から12月31日
有共第9号、同第15号及び同第19号共同漁業権漁場内 ただし、有共第19号共同漁業権漁場内については、宇土市長浜町浦小松基点 (甲)から熊本市熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通して、甲を基点として左に90 度48分の線以北に限る。	1 1月1日から 翌年4月30日まで

別記 3

77165	
操業区域	漁業時期
有共第15号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日
有共第9号、同第10号、同第11号、同第12号、同第13号及び同第19	
号共同漁業権漁場内	1 1月1日から
│ただし、有共第 19 号共同漁業権漁場内については、宇土市長浜町浦小松基点	翌年4月30日まで
(甲)から熊本市熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通して、甲を基点として左に 90	<u> </u>
度 48 分の線以北に限る。	